



栃木県公報

令和2（2020）年
3月31日（火）
号 外
第 23 号

目 次

規 則

- 職員等の旅費に関する規則の一部改正..... 1
- 職員住宅管理規則の一部改正..... 2
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正..... 2
- 私立学校関係法施行細則の一部改正..... 4
- 栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部改正..... 5
- 栃木県牧場設置及び管理条例施行規則の一部改正..... 7
- 栃木県財務規則の一部改正..... 13
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の廃止..... 16

告 示

- 公印の作成..... 16

訓 令

- 栃木県職員服務規程の一部改正..... 17
- 栃木県福祉事務所及び保健所職員に関する規程の一部改正..... 20
- 栃木県公印規程の一部改正..... 21
- 栃木県文書等取扱規程の一部改正..... 21
- 栃木県行政情報システム運営規程の一部改正..... 23

合 同 訓 令

- 栃木県職員安全衛生管理規程の一部改正..... 24

議 会

- 栃木県議会事務局処務規程の一部改正..... 26

規 則

栃木県規則第十三号

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する規則（昭和三十七年栃木県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（車賃）</p> <p>第八条 条例第十八条第一項に規定する知事が定める額は、路程一キロメートルにつき四十五円（<u>自家用自動車を使用する区間にあつては、二十一円</u>）とする。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（車賃）</p> <p>第八条 条例第十八条第一項に規定する知事が定める額は、路程一キロメートルにつき四十五円（<u>自家用自動車を使用する区間にあつては、二十五円</u>）とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(人事課)

栃木県規則第十四号

職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

職員住宅管理規則の一部を改正する規則

職員住宅管理規則(昭和四十一年栃木県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 県に常時勤務する一般職(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職をいう。)の職員(同法第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者及び同法第五十五条の二第一項ただし書の規定により任命権者の許可を受けて登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する者を含む。)</p> <p>イ 県に勤務する非常勤の職員(任期が六月以上の者その他の知事が定める者に限る。)</p> <p>二 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 県に常時勤務する一般職(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職をいう。)の職員(同法第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者及び同法第五十五条の二第一項ただし書の規定により任命権者の許可を受けて登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する者を含み、<u>臨時的に任用される職員を除く。</u>)</p> <p>イ 県に勤務する非常勤の職員(<u>報酬が月額で定められている者</u>に限る。)</p> <p>二 略</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県規則第十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年栃木県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二十五条 略</p> <p>(平成三十一年四月一日の前日までの間に支給す</p>	<p>第二十五条 略</p>

べき事由が生じた補償等の特例)

第二十六条 平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業(以下この項において「補償等」という。)のうち、同月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額(条例の規定による年金たる補償並びに第十六条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金(以下この項において「年金たる補償等」という。)にあつては、条例第十六条において例によることとされる地方公務員災害補償法第四十条第三項に規定する支払期月(同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。)にそれぞれ支払われた額の合計額)は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)及び第三号に掲げる額を第一号に掲げる額に加えた額とする。

一 平成三十一年四月一日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額(年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額)

二 平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額(年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額)

三 次のイ又はロに掲げる補償等に関する区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより算定される額

イ 年金たる補償等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から前号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事が定める率を乗じて得た額の合計額

ロ 年金たる補償等以外の補償等 第一号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に、同号に掲げる額が支給された日を基準として知事が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

別表第一(第二条の二関係)

一〜六 略

七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及び

別表第一(第二条の二関係)

一〜六 略

七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及び

これらに付随する疾病
 イヌ 略
 ル オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん
 ヲ ヲ 略
 タ イからヨまでに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことのある明らかな疾病
 ハノ 略

これらに付随する疾病
 イヌ 略
 ルノ 略
 ヲ イからカまでに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことのある明らかな疾病
 ハノ 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(職員厚生課)

栃木県規則第十六号

私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則

私立学校関係法施行細則(昭和三十二年栃木県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十四条 略</p> <p>(清算人の選任申立書)</p> <p><u>第十四条の二</u> 私立学校法第五十条の四第二項の規定により、利害関係人が知事に提出する清算人の選任についての申立書の様式は、別記様式第二十九号の二とする。</p> <p>(登記の届出書)</p> <p>第十九条 私立学校法施行令(昭和三十五年政令第三十一号)第二条第一項の規定により、知事に提出する届出書の様式は、別記様式第三十四号とする。</p> <p>(理事又は監事の就任及び退任等の届出)</p> <p><u>第十九条の二</u> 私立学校法施行令第二条第二項の規定により、知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(特別代理人の選任請求書)</p> <p><u>第十二条の三</u> 私立学校法第四十条の五の規定により、利害関係人が知事に提出する特別代理人の選任についての請求書の様式は、別記様式第二十六号の三とする。</p> <p>第十四条 略</p> <p>(登記の届出書)</p> <p>第十九条 私立学校法施行令(昭和三十五年政令第三十一号)第一条第一項の規定により、知事に提出する届出書の様式は、別記様式第三十四号とする。</p> <p>(理事又は監事の就任及び退任等の届出)</p> <p><u>第十九条の二</u> 私立学校法施行令第一条第二項の規定により、知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 略</p>

(私立専修学校、私立各種学校及び準学校法人への準用)

第二十条 第二条第一項第一号、第二号及び第三号、第三条第二号から第四号まで、第八号及び第九号並びに第四条の規定は、私立専修学校に、第二条第一項第一号から第四号まで、第三条第一号から第四号まで、第八号及び第九号並びに第四条の規定は私立各種学校に、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十二条の二、第十三条第二項、第十三条の二、第十四条第二項及び第三項、第十四条の二、第十五条第二項、第十六条並びに第十七条の規定は、準学校法人にそれぞれ準用する。

(私立専修学校、私立各種学校及び準学校法人への準用)

第二十条 第二条第一項第一号、第二号及び第三号、第三条第二号から第四号まで、第八号及び第九号並びに第四条の規定は、私立専修学校に、第二条第一項第一号から第四号まで、第三条第一号から第四号まで、第八号及び第九号並びに第四条の規定は私立各種学校に、第十条、第十一条第二項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項、第十三条の二、第十四条第二項及び第三項、第十五条第二項、第十六条並びに第十七条の規定は、準学校法人にそれぞれ準用する。

別記様式第一号備考第四号、別記様式第三号備考第三号及び別記様式第二十六号の二備考第三号中「学校教育法第9条各号」を「私立学校法第38条第8項各号」に改める。

別記様式第二十六号の二を削る。

別記様式第二十九号の次に次の様式を加える。

別記様式第29号の2(第14条の2関係)

清算人選任申立書

年 月 日

栃木県知事 様

利害関係人の住所
氏 名 ㊞

学校法人〇〇〇〇の清算人に次の者を選任されたく、私立学校法第50条の4第2項の規定により関係書類を添えて申し立てます。

住 所
氏 名

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 申立ての理由書
- 2 学校法人との関係を記載した書類
- 3 就任承諾書、履歴書及び私立学校法第38条第8項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第三十四号、別記様式第三十五号及び別記様式第三十六号中「第1条第2項」を「第2条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(文書学事課)

栃木県規則第十七号

栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則

栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和三十四年栃木県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別記(第一条関係)

別記(第一条関係)

細目表

細目表

番号	種別	金額	備考
略			
13	遺伝子検査	略	略
13の2	塩基配列検査	二四〇〇	遺伝子検査を行った後に行う検査
13の3	抗体検査	略	略
14	牛のブ ルセラ 病検査	一〇(輸 出に係る 検査にあ つては、 七八〇)	略
15	牛の結 核病 検査	四〇(輸 出に係る 検査にあ つては、 三四〇)	略
16	牛の ヨーネ 病検査	七三〇	略
略			
17	馬の伝 染性貧 血検査	一五五〇	
略			
19	その他 の検査	略	略

番号	種別	金額	備考
略			
13	遺伝子検査	略	略
13の2	抗体検査	略	略
14	牛のブ ルセラ 病検査	三三〇	略
15	牛の結 核病 検査	三三〇	略
16	牛の ヨーネ 病検査	六二〇	略
略			
17	馬の伝 染性貧 血検査	一五五〇	家畜伝染病 予防法施行 規則に定め られた検査 方法によ る。
略			
19	その他 の検査	略	略
	第四 集団検 査注射 薬投		初診料、往 診料を 含む。
20	検査	三三〇	
21	投薬	一三三〇	

略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">221</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">注 射</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">七九〇</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">予防注射を含む。</td> </tr> </table>	221	注 射	七九〇	予防注射を含む。
221	注 射	七九〇	予防注射を含む。		

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に依頼がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

栃木県規則第十八号

栃木県牧場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県牧場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県牧場設置及び管理条例施行規則（平成十八年栃木県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">栃木県土上平放牧場設置及び管理条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、<u>栃木県土上平放牧場設置及び管理条例</u>（平成十七年栃木県条例第三十六号。以下「<u>条例</u>」という。）に基づき、<u>栃木県土上平放牧場</u>（以下「<u>牧場</u>」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">栃木県牧場設置及び管理条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、<u>栃木県牧場設置及び管理条例</u>（平成十七年栃木県条例第三十六号。以下「<u>条例</u>」という。）に基づき、<u>栃木県牧場</u>（以下「<u>牧場</u>」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附則の次に次の五様式を加える。

別記様式第1号(第3条関係)

利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり栃木県土上平放牧場の利用をしたいので申請します。

利用に係る牛の 個体識別番号等	個体識別番号	種 別	生 年 月 日	家畜共済加入番号
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	

利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
---------	--------------------

摘 要	
-----	--

別記様式第2号(第3条関係)

利 用 許 可 書

第 年 月 日 号

様

指定管理者



年 月 日付で申請のあった栃木県土上平放牧場の利用を次のとおり許可します。

利用に係る牛の 個体識別番号等	個体識別番号	種 別	生 年 月 日	家畜共済加入番号
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 肉用牛	年 月 日	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間			
許 可 の 条 件				
利 用 上 の 注 意	1 栃木県土上平放牧場設置及び管理条例及び栃木県土上平放牧場設置及び管理条例 施行規則を遵守すること。 2 牛を入牧し、又は収牧するときは、本許可書を提示すること。			

別記様式第3号(第4条関係)

利用期間変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____

年 月 日付け第 号で許可を受けた栃木県土上平放牧場の利用について、次のとおり利用期間を変更したいので申請します。

利用期間の
変更に係る牛の
個体識別番号

利 用 期 間

変 更 前 年 月 日から 年 月 日まで 日間

変 更 後 年 月 日から 年 月 日まで 日間

変 更 理 由

別記様式第4号(第4条関係)

利用期間変更許可書

第 年 月 日 号

様

指定管理者



年 月 日付け第 号で許可をした栃木県土上平放牧場の利用に関し、年 月 日付けで申請のあった利用期間の変更については、次のとおり許可します。

利用期間の変更に係る牛の 個体識別番号						
利用期間	変更前	年 月 日から	年 月 日まで	日間		
	変更後	年 月 日から	年 月 日まで	日間		
許可の条件						
利用上の注意	1 栃木県土上平放牧場設置及び管理条例及び栃木県土上平放牧場設置及び管理条例施行規則を遵守すること。 2 牛を入牧し、又は収牧するときは、本許可書を提示すること。					

別記様式第5号(第4条関係)

利用取消届出書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

担 当 者 _____

電話番号 _____

年 月 日付け第 _____ 号で許可を受けた栃木県土上平放牧場の利用について、次の理由により取り消したいので届け出ます。

取 消 理 由

備考 利用許可書(変更の許可を受けている場合には、利用許可書及び利用期間変更許可書)を添付すること。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(畜産振興課)

栃木県規則第十九号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則(平成七年栃木県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資金前渡)</p> <p>第八十一条 略</p> <p>2 令第六百六十一条第一項第十七号の規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>一 〽五 略</p> <p>六 〽十四 略</p>	<p>(資金前渡)</p> <p>第八十一条 略</p> <p>2 令第六百六十一条第一項第十七号の規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>一 〽五 略</p> <p>六 〽<u>賃金</u> 略</p> <p>七 〽十五 略</p>
<p>(保管金の種別)</p> <p>第四百四条 保管金は、次の区分により整理しなければならない。</p> <p>一 〽六 略</p> <p>七 〽<u>地方法人特別税</u></p> <p>八 〽<u>特別法人事業税</u></p> <p>九 〽<u>災害見舞金</u></p> <p>十 〽十一 略</p>	<p>(保管金の種別)</p> <p>第四百四条 保管金は、次の区分により整理しなければならない。</p> <p>一 〽六 略</p> <p>七 〽八 略</p>
<p>(契約の締結)</p> <p>第四百四十一条 課長又は公所の長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、記載を省略することができる。</p> <p>一 〽七 略</p> <p>八 履行の遅滞<u>その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除</u></p> <p>九 略</p> <p>十 〽十一 略</p>	<p>(契約の締結)</p> <p>第四百四十一条 課長又は公所の長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、記載を省略することができる。</p> <p>一 〽七 略</p> <p>八 履行の遅滞<u>その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</u></p> <p>九 〽略</p> <p>十 〽<u>かし担保責任</u></p> <p>十一 〽<u>契約の解除条件</u></p> <p>十二 〽十三 略</p>
<p>(課又は公所における財務会計事務の検査)</p> <p>第八十六条 会計局長は、財務会計事務の適正を期するため、<u>必要があると認めるときは、課又は公所における財務会計事務について、検査を行うことができる。</u></p>	<p>(課又は公所における財務会計事務の検査)</p> <p>第八十六条 会計局長は、財務会計事務の適正を期するため、<u>課又は公所における財務会計事務について、検査を行うものとする。</u></p>

2 会計局長は、会計局職員のうちから検査員を指定し、実地又は書面により前項の規定による検査を行わせることができる。

(賠償責任を負う職員の範囲)

第九十二条 法第二百四十三条の二の二第一項後段に規定する賠償の責めを負う職員の範囲は、次に定めるとおりとする。

一 三 略

(現金、有価証券又は物品の亡失等の報告)

第九十三条 略

2 略

3 課長又は公所の長は、前条の規定により指定された職員が、法令の規定に違反して法第二百四十三条の二の二第一項第一号から第四号までに掲げる行為をし、又は当該行為を怠つたことにより県に損害を与えたときは、直ちにその事実を詳細に記載した書類を作成し、幹事課長を経由して人事課長に提出しなければならない。

附 則

1 3 略

4 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「の部長並びに」とあるのは「の部長並びに国体・障害者スポーツ大会局長、」と、同条第二号中「並びに」とあるのは「並びに国体・障害者スポーツ大会局総務企画課長、」と、同条第三号中「室の長並びに」とあるのは「室の長並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則(平成三十一年栃木県規則第十一号)第一条第一項に規定する課の長、」と、同条第五号中「室並びに」とあるのは「室並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第一条第一項に規定する課、」とする。

別表第3 (第4条関係)

1 共通決裁事項及び共通専決事項

(1) 財務に関する一般的事項

部長専決事項	幹事課長専決事項	課長専決事項
1 この規則に基づく次の事務 (1)~(3) 略	(1)~(6) 略	(1) 契約の締結その他の支出負担行為(規則第123条第2項の規定に

2 会計局長は、会計局職員のうちから検査員を指定し、実地又は書面により前項の検査を行わせることができる。

(賠償責任を負う職員の範囲)

第九十二条 法第二百四十三条の二第一項後段に規定する賠償の責めを負う職員の範囲は、次に定めるとおりとする。

一 三 略

(現金、有価証券又は物品の亡失等の報告)

第九十三条 略

2 略

3 課長又は公所の長は、前条の規定により指定された職員が、法令の規定に違反して法第二百四十三条の二第一項第一号から第四号までに掲げる行為をし、又は当該行為を怠つたことにより県に損害を与えたときは、直ちにその事実を詳細に記載した書類を作成し、幹事課長を経由して人事課長に提出しなければならない。

附 則

1 3 略

4 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「の部長並びに」とあるのは「の部長並びに国体・障害者スポーツ大会局長、」と、同条第二号中「並びに」とあるのは「並びに国体・障害者スポーツ大会局総務企画課長、」と、同条第三号中「室の長並びに」とあるのは「室の長並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則(平成三十一年栃木県規則第十一号)第一条第一項に規定する課の長、」と、同条第五号中「室並びに」とあるのは「室並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第一条第一項に規定する課、」とする。

別表第3 (第4条関係)

1 共通決裁事項及び共通専決事項

(1) 財務に関する一般的事項

部長専決事項	幹事課長専決事項	課長専決事項
1 この規則に基づく次の事務 (1)~(3) 略	(1)~(6) 略	(1) 契約の締結その他の支出負担行為(規則第123条第2項の規定に

		基づき会計管理課長が購入の手続をするもので、1件の金額が250万円以下の製造の請負及び1件の金額が160万円以下の財産の買入れの案件については、 <u>会計管理課物品調達室長</u> の専決事項とする。) (2)~(10) 略
2・3 略		

		基づき会計管理課長が購入の手続をするもので、1件の金額が250万円以下の製造の請負及び1件の金額が160万円以下の財産の買入れの案件については、 <u>会計管理課契約指導・調達室長</u> の専決事項とする。) (2)~(10) 略
2・3 略		

(2) 予算の執行に係る事案の決定関係

決裁権者及び専決権者の区分	知事	副知事	部長	幹事課長	課長
節等の区分					
略					
恩給及び退職年金					略
略					

備考 略
2~5 略

別表第5 (第7条関係)

1 会計局における決裁及び専決事項

(2) 予算の執行に係る事案の決定関係

決裁権者及び専決権者の区分	知事	副知事	部長	幹事課長	課長
節等の区分					
略					
恩給及び退職年金					略
賃金					全額
略					

備考 略
2~5 略

別表第5 (第7条関係)

1 会計局における決裁及び専決事項

会計管理者 決裁事項	会計管理課長専決事項	会計管理者 決裁事項	会計管理課長専決事項
1 略	2 この規則に基づく次の事務 (1)～(3) 略	1 略	2 この規則に基づく次の事務 (1)～(3) 略
	(1) 支出負担行為の確認 (課、公所及び総務事務センターの出納員に委任した事項を除く。また、予算の執行に係る事案の決定が、全額課長専決となっているもの(扶助費、償還金、利子及び割引料を除く。)については、 <u>会計管理課審査指導第一担当又は審査指導第二担当</u> のリーダーの専決事項とする。)		(1) 支出負担行為の確認 (課、公所及び総務事務センターの出納員に委任した事項を除く。また、予算の執行に係る事案の決定が、全額課長専決となっているもの(扶助費、償還金、利子及び割引料を除く。)については、 <u>会計管理課審査担当</u> _____のリーダーの専決事項とする。)
3 略	(2)～(9) 略	3 略	(2)～(9) 略
2・3 略		2・3 略	

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(会計局会計管理課)

栃木県規則第二十号

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則を廃止する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和五十年栃木県規則第十一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(人事課)

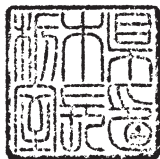
告 示





栃木県告示第205号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程(昭和49年栃木県訓令第15号)第12条の規定により告示する。

令和2(2020)年3月31日

栃木県知事 福田 富一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公 印 管 理 者
栃木県室長印④		方20	てん書	一般文書用	令和2 (2020)年 4月1日	総合政策課長

栃木県食肉衛生 検査所印		方25	〃	〃	〃	食肉衛生 検査所長
栃木県食肉衛生 検査所長印		方20	〃	〃	〃	〃
栃木県流域下水道 事業企業出納員印		方18	〃	企業出納員用	〃	都市整備課長
栃木県流域下水道 事業企業出納員印		〃	〃	〃	〃	下水道管理 事務所長

(文書学事課)

訓 令

栃木県訓令第二号

本 庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程(昭和三十九年栃木県訓令第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 略 第二章 一般服務心得 第一節～第五節 略 第六節 その他(第三十一条—第三十四条の二) 第三章 略 附則 第三十四条 略 (会計年度任用職員の特例)	目次 第一章 略 第二章 一般服務心得 第一節～第五節 略 第六節 その他(第三十一条—第三十四条) 第三章 略 附則 第三十四条 略

第三十回表の二 地方公務員法第二十一条の二第一項に規定する会計年度任用職員の勤務については、第四条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

別表（第11条関係）

所属	職員	1週間の勤務時間	週休日	勤務時間等		
				区分	勤務時間	休憩時間
略						
那須学園	略	略	略	略	略	略
				略	略	
				略	略	
略	略	略	略	略	略	略
食肉衛生検査所	輸出に係る食肉衛生の監視指導業務に従事する職員	4週間で平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	旦勤	午前7時から午後3時45分まで	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。

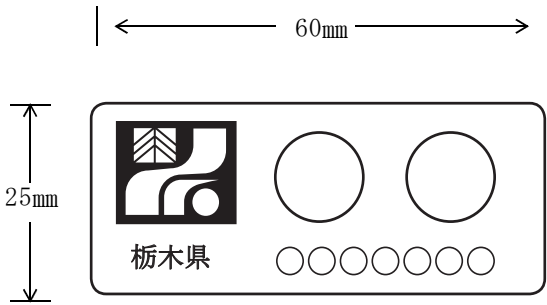
別表（第11条関係）

所属	職員	1週間の勤務時間	週休日	勤務時間等		
				区分	勤務時間	休憩時間
略						
那須学園	略	略	略	略	略	略
				略	略	
				略	略	
略	略	略	略	略	略	略

と畜検査の業務に従事する職員	4週間で平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の实际情况に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	
			早出勤	午前7時30分から午後4時15分まで	
			準早出勤	午前8時から午後4時45分まで	
その他の職員 (フレックスタイム制勤務職員を除く。)	38時間45分	日曜日及び土曜日	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで
略					略
注 略					注 略

別記様式第八号を次のように改める。

別記様式第8号(第7条関係)



サイズ 25mm×60mm

字 体 ゴシック

構造 白色のプラスチックに、緑色で県章を、黒で「栃木県」の文字を印刷し、黒で姓及び姓のローマ字表記を打刻したものに透明のプラスチックを貼り合わせる。

着用方式 回転式クリップ及び安全ピン

附 則

- 1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第八号の規定は、この訓令の施行の日以後に交付する胸章について適用し、同日前に交付した胸章については、なお従前の例による。

栃木県訓令第三号

- 栃木県西健康福祉センター
- 栃木県東健康福祉センター
- 栃木県南健康福祉センター
- 栃木県北健康福祉センター
- 栃木県安足健康福祉センター
- 栃木県今市健康福祉センター
- 栃木県栃木健康福祉センター
- 栃木県矢板健康福祉センター
- 栃木県烏山健康福祉センター

栃木県福祉事務所及び保健所職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県福祉事務所及び保健所職員に関する規程の一部を改正する訓令

栃木県福祉事務所及び保健所職員に関する規程（平成九年栃木県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表栃木県芳賀福祉事務所福祉指導課長の項を次のように改める。

栃木県芳賀福祉事務所総務企画課長	栃木県東健康福祉センター総務福祉部総務企画課長
------------------	-------------------------

別表栃木県下都賀福祉事務所福祉指導課長の項を次のように改める。

栃木県下都賀福祉事務所総務企画課長	栃木県南健康福祉センター総務福祉部総務企画課長
-------------------	-------------------------

別表栃木県那須福祉事務所福祉指導課長の項を次のように改める。

栃木県那須福祉事務所総務企画課長	栃木県北健康福祉センター総務福祉部総務企画課長
------------------	-------------------------

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県訓令第四号

本 庁
出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 事 務 所
教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 教 育 機 関
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局
警 察 本 署

栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公印規程の一部を改正する訓令

栃木県公印規程(昭和四十九年栃木県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第4条、第14条関係)			別表第2(第4条、第14条関係)		
公印の種類	用途	保管課長等	公印の種類	用途	保管課長等
略			略		
出納員印	略	略	出納員印	略	略
	企業出納員用	都市整備課長		企業出納員用	岡本台病院事務局長
		岡本台病院事務局長			
下水道管理事務所長					
略			略		

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県訓令第五号

本 庁
出 先 機 関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程(平成十三年栃木県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		
附 則		
1～3 略 (国体・障害者スポーツ大会局の文書記号)		
4 国体・障害者スポーツ大会局の各課に係る文書の記号は、次のとおりとする。		
課 名	記 号	
略	略	
競 技 式 典 課	略	
<u>全国障害者スポーツ大会課</u>	<u>国体障</u>	

別表第2(第33条関係)

記号

1 本庁

部 課 名	記 号
総合政策部	総合政策課 略
	<u>デジタル戦略室</u> <u>デジ戦</u>
	略 略
経営管理部	略 略
	<u>行政改革ICT推進課</u> <u>行 I</u>
	略 略
	税 務 課 略
略	
保健福祉部	略 略
	国 保 医 療 課 略
	<u>指 導 監 査 課</u> <u>指 監</u>

改正前		
附 則		
1～3 略 (国体・障害者スポーツ大会局の文書記号)		
4 国体・障害者スポーツ大会局の各課に係る文書の記号は、次のとおりとする。		
課 名	記 号	
略	略	
競 技 式 典 課	略	

別表第2(第33条関係)

記号

1 本庁

部 課 名	記 号
総合政策部	総合政策課 略
	略 略
経営管理部	略 略
	<u>行政改革推進室</u> <u>行</u>
	略 略
	税 務 課 略
	<u>情報システム課</u> <u>情 シ</u>
略	
保健福祉部	略 略
	国 保 医 療 課 略

略	
2 出先機関	
出先機関名	記号
略	
食肉衛生検査所	食検
略	

略	
2 出先機関	
出先機関名	記号
略	
県北食肉衛生検査所	食検北
略	

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(文書学事課)

栃木県訓令第6号

本 庁
出先機関

栃木県行政情報システム運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政情報システム運営規程の一部を改正する訓令

栃木県行政情報システム運営規程(平成十二年栃木県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告等)</p> <p>第八条 経営管理部長又は行政改革ICT推進課長は、部局の長又は主管課長に対して、行政情報システムの運営に関し報告を求め、又は必要な助言を行うことができる。</p> <p>(共用コンピュータの設置)</p> <p>第九条 行政改革ICT推進課に、行政事務の効率化及び行政情報の有効活用を増進するための汎用コンピュータ(以下「共用コンピュータ」という。)を設置する。</p> <p>(共用コンピュータの運用及び管理)</p> <p>第十条 共用コンピュータの運用及び管理は、行政改革ICT推進課長が行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(研修)</p> <p>第十二条 行政改革ICT推進課長は、コンピュータの利用に関する研修を行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(報告等)</p> <p>第八条 経営管理部長又は情報システム課長は、部局の長又は主管課長に対して、行政情報システムの運営に関し報告を求め、又は必要な助言を行うことができる。</p> <p>(共用コンピュータの設置)</p> <p>第九条 情報システム課に、行政事務の効率化及び行政情報の有効活用を増進するための汎用コンピュータ(以下「共用コンピュータ」という。)を設置する。</p> <p>(共用コンピュータの運用及び管理)</p> <p>第十条 共用コンピュータの運用及び管理は、情報システム課長が行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(研修)</p> <p>第十二条 情報システム課長は、コンピュータの利用に関する研修を行うものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

1・2 略

3 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第四号中「の部」とあるのは、「の部、国体・障害者スポーツ大会局」とする。

附 則

1・2 略

3 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第四号中「の部」とあるのは、「の部、国体・障害者スポーツ大会局」とする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(情報システム課)

訓 令

栃 木 県
 栃木県人事委員会
 栃木県監査委員訓令第一号
 栃木県議会
 栃木県教育委員会

本 庁
 出 先 機 関
 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局
 学 校 以 外 の 教 育 機 関

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事	福田 富一
栃木県議会議長	相馬 憲一
栃木県人事委員会委員長	五家 正
栃木県代表監査委員	平野 博章
栃木県教育委員会教育長	荒川 政利

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県職員安全衛生管理規程（昭和六十年栃木県・栃木県人事委員会・栃木県監査委員・栃木県議会・栃木県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 部 栃木県部設置条例（平成十八年栃木県条例第四十九号）により設けられた部をいう。</p> <p>四（六） 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三（五） 略</p>

(総括安全衛生管理者の設置及び選任)

第四条 総括安全衛生管理者を次の各号に掲げるとおり設置し、それぞれ当該各号に定める職にある者をもつて充てる。

一・二 略

三 部総括安全衛生管理者 組織規程第十一条の二第二項に規定する幹事課(経営管理部にあつては、人事課)の課長

四・五 略

(県総括安全衛生管理者の職務)

第五条 県総括安全衛生管理者は、本庁総括安全衛生管理者、部総括安全衛生管理者、教育委員会総括安全衛生管理者及び事務所総括安全衛生管理者並びに課室等に置かれる安全衛生管理者(以下「課室等安全衛生管理者」という。)を指揮し、次に掲げる事項(以下「安全衛生管理事項」という。)を総括管理する。

一〜五 略

(本庁総括安全衛生管理者の職務)

第六条 本庁総括安全衛生管理者は、課室等安全衛生管理者を指揮し、本庁における安全衛生管理事項を総括管理する。

(部総括安全衛生管理者の職務)

第七条 部総括安全衛生管理者は、各部及び出先機関(教育事務所及び学校以外の教育機関を除く。)における安全衛生管理事項を総括管理する。

(総括安全衛生管理者の代理者)

第九条 次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者は、それぞれ当該各号に掲げる総括安全衛生管理者の職務を補佐し、当該総括安全衛生管理者に労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「規則」という。)第三条に規定する事由が生じた場合には、それぞれの職務を代理する。

一・二 略

三 部総括安全衛生管理者 部総括安全衛生管理者が指定した者

四・五 略

(本庁安全衛生委員会等)

第二十六条 職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するため、次の各号の区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる安全衛生委員会を置く。

(総括安全衛生管理者の設置及び選任)

第四条 総括安全衛生管理者を次の各号に掲げるとおり設置し、それぞれ当該各号に定める職にある者をもつて充てる。

一・二 略

三 地域総括安全衛生管理者 別表に定める職にある者

四・五 略

(県総括安全衛生管理者の職務)

第五条 県総括安全衛生管理者は、本庁総括安全衛生管理者、地域総括安全衛生管理者、教育委員会総括安全衛生管理者及び事務所総括安全衛生管理者並びに課室等に置かれる安全衛生管理者(以下「課室等安全衛生管理者」という。)を指揮し、次に掲げる事項(以下「安全衛生管理事項」という。)を総括管理する。

一〜五 略

(本庁総括安全衛生管理者の職務)

第六条 本庁総括安全衛生管理者は、課室等安全衛生管理者(教育委員会事務局に置かれたものを除く。)を指揮し、本庁における安全衛生管理事項を総括管理する。

(地域総括安全衛生管理者の職務)

第七条 地域総括安全衛生管理者は、それぞれの管轄内における安全衛生管理事項を総括管理する。

(総括安全衛生管理者の代理者)

第九条 次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者は、それぞれ当該各号に掲げる総括安全衛生管理者の職務を補佐し、当該総括安全衛生管理者に労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「規則」という。)第三条に規定する事由が生じた場合には、それぞれの職務を代理する。

一・二 略

三 地域総括安全衛生管理者 地域総括安全衛生管理者が指定した者

四・五 略

(地域安全衛生委員会等)

第二十六条 職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するため、次の各号の区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる安全衛生委員会を置く。

- 一 本庁 本庁安全衛生委員会
 - 二 略
- 2 略

- 一 地域 地域安全衛生委員会
 - 二 略
- 2 略

別表（第四条関係）

地 域	職 名	管 轄 範 囲
河内地域	宇都宮県税事務 所 所 長	宇都宮県税事務所の 管轄内の出先機関
上都賀地域	鹿沼県税事務 所 所 長	鹿沼県税事務所の管 轄内の出先機関
芳賀地域	真岡県税事務 所 所 長	真岡県税事務所の管 轄内の出先機関
下都賀地域	栃木県税事務 所 所 長	栃木県税事務所の管 轄内の出先機関
塩谷南那須 地 域	矢板県税事務 所 所 長	矢板県税事務所の管 轄内の出先機関
那須地域	大田原県税 所 所 長	大田原県税事務所の 管轄内の出先機関
安足地域	安足県税事務 所 所 長	安足県税事務所の管 轄内の出先機関

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

（職員厚生課）

訓 令

栃木県議会訓令第一号

議会議務局

栃木県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県議会議長 相 馬 憲 一

栃木県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県議会議務局処務規程（昭和四十四年栃木県議会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務局長専決事項）</p> <p>第三条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p>	<p>（事務局長専決事項）</p> <p>第三条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p>

一 地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第百三十八条第三項に規定するその他の職員(会計年度任用職員を除く。)の進退及び給与に関すること。

二 略

六 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項の規定による職員(事務局長及び会計年度任用職員を除く。)の営利企業等従事の許可に関すること。

七・八 略

(課長共通専決事項)

第四条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。

一 略

八 地方公務員法第三十八条第一項の規定による職員(会計年度任用職員に限る。)の営利企業等従事の許可に関すること。

九 略

(総務課長専決事項)

第五条 総務課長の専決事項は、次のとおりとする。

一 会計年度任用職員の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定に関すること。

二 略

三 臨時又は非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずる者の委嘱及び解嘱に関すること。

四 前号に規定する者の報酬及び費用弁償の額の決定に関すること。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

一 地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第百三十八条第三項に規定するその他の職員
の進退及び給与
に関すること。

二 略

六 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項の規定による職員(事務局長
を除く。)の営利
企業等従事の許可に関すること。

七・八 略

(課長共通専決事項)

第四条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。

一 略

八 略

(総務課長専決事項)

第五条 総務課長の専決事項は、次のとおりとする。

一 非常勤職員の報酬及び費用弁償の等級
の決定に関すること。

二 略

三 臨時補助員の任免に関すること。

四 パート職員の任免に関すること。

五 一月以下の任用予定期間の日々雇用職員の雇
用に関すること。

六 臨時又は非常勤の嘱託員
の委嘱及び解嘱に関すること。